懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　大阪弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　平山　正和
　登録番号　11489
　事 務 所　大阪府堺市堺区一条通20―５
　　銀泉堺東ビル６階
　　堺総合法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年10月４日

平成29年10月10日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年10月４日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。

平成29年10月24日

広島県広島市中区小町３番32号301
中国管工事業厚生年金基金
代表清算人　大方　了介

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年10月４日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。

1．代表清算人氏名　大方　了介
2．住所　広島県広島市中区小町３番32号301

平成29年10月24日

中国管工事業厚生年金基金

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成29年10月24日　　奈良県教育委員会

1　氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者
　安部　真学、大阪府
　⑴　小学校教諭一種免許状、大阪府教育委員会
　⑵　幼稚園教諭一種免許状、大阪府教育委員会
2　失効年月日　平成29年７月24日
3　失効事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

行旅死亡人

本籍・氏名不詳、男性、50歳代以上、右冠動脈にステント手術痕あり

上記の者は、平成29年９月19日の午前９時25分ころ、いわき市平下大越字南横手80番地の海岸において、腐敗した状態で発見されたものです。

遺体は火葬に付し、遺骨はいわき市東田墓園に保管してありますので、心当たりの方は当市福祉事務所（平地区保健福祉センター）まで申し出てください。

平成29年10月24日

福島県　　いわき市長　清水　敏男

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地利用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成29年10月24日　　群馬県渋川市

1　墳墓等所在地　群馬県渋川市伊香保町伊香保513番地２
1　墳墓等の名称　渋川市有墓地
1　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　細貝松太郎
1　改葬を行おうとする者　群馬県渋川市石原80番地　渋川市長　髙木　勉

特定空家等の除却命令の公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第10項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月24日

ひたちなか市長　本間　源基

1　対象となる特定空家等の所在地等
　所在地　ひたちなか市湊泉町5387番３
　構造　木造スレート葺平屋建
2　所有者等に命じる必要な措置の内容
　１の特定空家等については、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であり、周辺の住民及び通行人等に対する危険性が高いことから、当該建築物及び工作物等について除却すること及び内部の動産を搬出し適正に処理すること。
3　措置の期限　平成29年11月20日
　期限までに措置が行われない場合は、ひたちなか市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が、建築物及び工作物等の除去及び動産の搬出や処分を行う。
4　ひたちなか市役所の掲示場への掲示
　この公告の内容は、ひたちなか市公告式条例第２条第２項に規定するひたちなか市役所及び支所前の掲示場において掲示する。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十九年八月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

北海道稚内市朝日三丁目二一八五番地一一
稚内建設機械株式会社
代表清算人　藤原　直樹

解散公告

当社は、平成二十九年十月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

札幌市西区八軒七条西十一丁目一番四八号
株式会社札幌香貴
代表清算人　酒井　邦敏

解散公告

当社は、平成二十九年十月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

茨城県籠ケ崎市緑町一四〇番地の二
有限会社金田電設
清算人　金田　吉男

解散公告

当社は、平成二十九年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

茨城県つくば市竹園一丁目五番地三
有限会社フレッシュフードサービス
清算人　星　順子

解散公告

当社は、平成二十九年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

栃木県麓沼市千渡一九六二番地
萩野棚地株式会社
代表清算人　小此木由里子

解散公告

当社は、平成二十九年八月三十一日付の臨時株主総会決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月二十四日

埼玉県草加市柿木町二二九番地一
株式会社エンターリンゲ
代表清算人　及川　正輝